

16 日山協指導発第 4 号  
平成 16 年 6 月 29 日

都道府県山岳連盟(協会)  
理事長 殿  
指導委員長 殿  
ABC 級コーチ 殿

社団法人日本山岳協会  
指導委員長 小野寺 斉  
(公印省略)

## 新指導者制度とそれに関連する事項について

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より日山協の指導者育成並びに研修活動にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、表題の件ですが、日体協発行のスポーツジャーナル(念のためコピーを添付します)にも紹介されております通り平成 17 年度より制度が変更されます。それに伴い現行制度の資格からの移行がなされ同じく 17 年の 10 月 1 日に切り替わります。制度の内容、移行等につきまして一昨年来随時文書を通して各都道府県岳連の皆様には体協との打ち合わせ経緯等お知らせしてまいりました。また、6 月 12,13 日に開催されました指導委員総会におきましても熱心にご討議頂きました。その後さらに体協との打ち合わせも行い方針が固まっておりますのでお知らせいたします。別紙に纏めましたのでご一読くださりご質問等ある場合には日山協のメールアドレスにご連絡下さいますようお願い致します。コーチの方は日山協管轄ということで個別に差し上げております。

日山協メールアドレス [jma@japan-sports.or.jp](mailto:jma@japan-sports.or.jp)  
になります。

ご批判等あるかとは思いますが、体協との妥協点としてギリギリのところでございます。何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

主な内容と致しまして

1. 新制度からはアルパインクライミングとスポーツクライミングの二つのカテゴリーになります。山岳としてのジャンルは同じですが養成講習会は別々になります。現状はスポーツクライミングのカリキュラム等は出来上がっておりませんので当面アルパインクライミングを中心に話を進めます。また飛び級の受講も可能になっております。
2. 現行資格からの移行がどのようなになるか、を中心に説明します。
3. 但し、今回に限り山岳として特別措置として専門科目だけは一ランク上になることが出来るように考えております。これはその実力のある対象者に限ります。
4. 資格ではありませんが、現 A 級指導員・コーチの方はマスターの称号をもらうことが出来ます。これは称号であって資格ではありません。今回限りの体協による措置です。
5. 現行の日山協資格である準指導員制度は継続します。アシスタントコーチは同じく日山協資格ですが新規の養成講習会は行いません。
6. 制度改定に伴い、指導員規約、検定基準の改定を考えております。
7. 既に別文書でお願いしております通り、更新登録は山岳で認めたものを受講されないと条件を満たすことにはなりませんし、それを外すと更新登録出来ないとシステムになりましたので、本件とは直接の関係はありませんが、お知りおき下さいますようお願い致します。

以上宜しくお願い致します。

敬具

## 1. 移行

基本移行先は下記のようになります。

B,A 級コーチ	カテゴリー4、 上級コーチ
C 級コーチ	カテゴリー3 コーチ
B,A 級指導員	カテゴリー2 上級指導員
C 級指導員	カテゴリー1 指導員

どうしても基本移行先以外に移行されたいコーチの方は各自にて、指導員の方は岳連単位でお知らせ下さい。添付の用紙と同じフォーマットを日山協ホームページに用意しますのでご記入の上、日山協事務局宛 7/31 までメールにてお送り下さい。アドレスは前述の通りです。以下に記します「マスター」につきましても山岳は候補者全ての方が認定されます。この記入は日山協で行います。

## 2. 山岳特例措置

山岳の講習会を受講すれば専門科目については一つ上のランクになります。(日山協資格を用意する) 例えば A 級指導員が、専門科目を受講すると体協資格はカテ 2 (上級指導員) のままですが、日山協資格はコーチ専門になり、共通科目を受講し合格するとカテ 3 (コーチ) になることが出来ます。

従って

B,A 級コーチ	カテゴリー4、 上級コーチ 上級コーチ専門 (日山協資格)
C 級コーチ	カテゴリー3 コーチ コーチ専門 (日山協資格)
B,A 級指導員	カテゴリー2 上級指導員 上級指導員専門 (日山協資格)
C 級指導員	カテゴリー1 指導員
資格なし	専門科目のみの準指導員

但し、4 年以内に共通科目を受講・合格して頂きます。「上級指導員専門」の方が 4 年以内に共通科目合格すれば「上級指導員」になります。そうでない場合は 4 年後にもとの「指導員」に戻ります。本件につきましては該当者の名簿を日山協と都道府県体育協会にご連絡下さい。優先的に共通科目を受講できる機会を与えたいという日体協の意向です。

## 3. 山岳専門科目の講習の方法と実施

その実力のある方 (新制度における指導者養成計画参照) に対してのみ行ってください。希望者ということで指導委員総会にて申し上げましたが、その後体協の指導によりその実力のある方が対象になりました。

- ・ カリキュラムは各カテゴリー別。
- ・ 実技 4 時間以上、机上 2 時間以上。
- ・ 平成 16 年度以内に実施する。

(16 年度で C 級指導員を受講していても実力があると岳連が認めれば一ランク上に参加可能)

(16 年度で B 級指導員養成を行っている場合、一見不公平ようですが、本年度は規定どおりお願致します。近いうちに個別にお話します。)

- ・ 上級指導員専門の実施は各岳連に任せる。(ブロック単位でも可)
- ・ 日山協主催の登攀研修、冰雪研修参加をもって終了としてもよい。
- ・ コーチ専門、上級コーチ専門は日山協が行う。

対象は体協資格が上級指導員、コーチの方になります。

下記の研修会、講習会に参加し、合格して頂く。(上級指導員専門候補の方の参加も可)

日山協の日程

登攀研修会 10 月 2~3 (土日) 徳島県にて

冰雪研修会 17 年 3 月 19~21 (土日月) 富士山五合目付近

特別講習会 17年2月5~6(土日) 神奈川山岳スポーツセンター

案内は各岳連単位になります。個々には致しません。開催一ヶ月前には日山協のホームページに要項を掲載いたします。

尚、認定料ですが、指導委員総会では出来るだけ負担を軽く、というご要望がありました。検討致しましたが、規約上どうしても日山協¥2,000、岳連¥1,000 になってしまいます。受講者に負担をかけるつもりは毛頭ないのですが、申し訳ありませんが、この金額でお願い致します。番号をつけた証明書を発行いたします。

#### 4. 共通科目受講の参考例

- ・ 因みに無資格からカテ 2 になる場合、共通は共通 : 35h (通信講座) と共通 : 35h (集合 14h、自宅 21h) の二つが必要になりますが、カテ 1 からの場合は共通 のみになります。
- ・ また無資格からカテ 3 になる場合、共通は共通 : 35h と共通 : 100h (集合 40h、自宅 60h) の二つが必要になりますが、カテ 2 からの場合は共通 のみでよいことになります。
- ・ ついでに無資格からカテ 1 になる場合、共通は共通 : 35h のみになります。

#### 5. マスターについて

前述の通り称号であって資格ではありません。

上級コーチに移行した方が元 A 級コーチであった場合、山岳は全ての方にマスターコーチになって戴きます。上級指導員に移行した方が元 A 級指導員であった場合、山岳は全ての方にマスター指導員になっていただきます。BC 級コーチと A 級指導員の資格を持っていてコーチに移行した方もマスター指導員になります。指導委員総会ではなることは出来ないと申し上げましたが、その後体協との話し合いにより変更になりました。

#### 6. 日山協資格

現行の準指導員の方について専門科目は指導員レベルまで取得していると見なしますので共通 のみ取得すれば指導員になります。その後共通 を取得して、専門科目は免除になり上級指導員になります。アシスタントコーチにつきましては今年度も文書にてご連絡させていただいている通り登録は大幅に減るものと思われます。ただ、有資格者であっても出来るだけ体協資格を取得下お願い致します。本来アシスタントコーチは現行では日山協の集合講習と共通を受講して C 級コーチになれるようになっております。しかし、集合講習は今まではしておらず、従いまして専門科目は現行 B 級、つまり上級指導員まで取得していると見なすこととなります。事実上現行の準指導員と同じになってしまいますが、共通 のみ取得すれば指導員になり、その後共通 を取得して上級指導員に、或いは一度に共通 、取得して上級指導員になることが出来ます。いまのところ専門科目の有効期限は設けておりませんが、なるべく早く共通科目の受講をお勧めします。今後、この養成講習会は行いません。

新制度においては飛び級が可能になり又、山岳については特に上級指導員を現行規約上の C 級と同じレベルに位置づけております。従って指導員、上級指導員の専門科目のみを最初に行う場合もあり、準指導員の定義が変わってきました。新しい準指導員は指導員の専門科目終了者ということにさせていただきますが、今後再検討もあり得ます。

#### 7 書類整備

カテゴリー1、つまり指導員のレベルを普及レベルと考えた為、検定基準の改定も必要になります。また指導員規約の改定も必要になります。新制度は平成 17 年度から始まるため、至急の作業を考えております。

全体を捉えた時、どうしても齟齬は出て参りますが、制度を円滑に運営することも大事なことのひとつと思っております。宜しくご配慮のほどお願い申し上げます。

以上。